

働きやすか 福岡

「休みやすか」

10月は"年次有給休暇
取得促進期間"です。

「定時で帰るばい！」

11月15日(水)は
"県内一斉ノー残業デー"
です。

チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」は、
国・県・労使が一体となって、福岡県の働き方改革を
推進するための取り組みを行っています。

英彦山参道

福津 かがみの海

白糸の滝

柳川白秋祭

直方 宗像サイクリング

年次有給休暇を活用して 新しい暮らしを始めませんか！

Point
1

季節のイベントを楽しむ



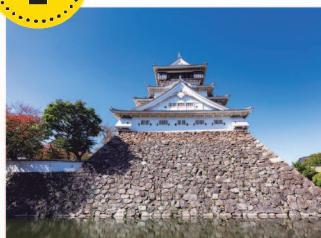
みあれ祭



豊前神楽

Point
2

歴史や文化に触れる



小倉城



宮地嶽神社

Point
3

旬の味覚を満喫



もつ鍋



ふぐの刺身

Point
4

日々の疲れをリフレッシュ！



うきは 森林セラピー



脇田温泉

地域のイベントや自治体活動に あわせて有給休暇を取得しましょう！

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい福岡県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を 活用しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者



【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者



◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることになりました。